

関係各位

袋井市財政部財政課長

疑義申し立ての対応結果について

令和 7 年 9 月 18 日に実施した建設工事入札において、入札参加者から疑義申し立てがありました。

詳細な内容及び今後の対応については、別紙「疑義申し立てについて」をご覧ください。

記

- 1 工事名 令和 7 年度 ため池改修工事（小高池）
- 2 開札日 令和 7 年 9 月 18 日
- 3 対応結果
設計書 6 頁「敷鉄板賃料」の単価について
申立の内容は積算疑義申立ての対象外となります。
申立内容による設計の修正は行いません。
なお、疑義に対する回答内容は別紙のとおりです。

別紙

疑義申し立てについて

1 入札番号 第 94 号

2 工事名 令和 7 年度 ため池改修工事（小高池）

3 疑義の内容

題名	設計書6頁「敷鉄板賃料」の単価について
金入設計書の閲覧によると「敷鉄板賃料」の単価が¥7,648/枚となっています。 金入設計書の明細表の第 11 号表を確認したところ、敷鉄板賃料¥6,878 となっており摘要欄に「賃料限度を上回る場合は賃料限度額を適用」の記載があります。 但し本設計書の摘要欄には前記の賃料限度額補正の有無についての記載がありません。通常は前記減額の条件は設計書若しくは、別紙で示すものであると考えます。 上記のことから 11 号表の敷鉄板賃料は¥7,181/枚となり、整備費¥770/枚を足して¥7,951/枚になると思います。（賃料¥7,181+整備費¥770=¥7,951/枚）	

4 確認結果

当該設計図書については、S 単価を使用しており、疑義申立者の根拠資料のとおりに建設物価と積算資料の平均値では算出しておりません。建設物価及び積算資料を使用している場合は「物価資料単価」と明記します。 また、袋井土木事務所及び中遠農林事務所に賃料限度額適用の有無の記載について確認したところ、袋井市と同様で記載していないと回答を得ております。 以上のことから、『袋井市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱要綱』第 10 条(4)『入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの』に該当するため、疑義申立てとして取り扱うことができません。
--

5 今後の取り扱い

申立については、積算疑義申立の対象外であることから、申立てに基づく修正は行いません。
